

広島市西区

【平成22年度】

1 重複地番の解消作業の実施区域

広島市西区己斐町

2 地番変更の方法

登記官の職権により、山地番に、それぞれ5000を加算する方法によって行いました。

\* 例：115番 → 5115番

(作業終了)

【平成25年度】

1 重複地番の解消作業の実施区域

広島市西区山手町

2 地番変更の方法

登記官の職権により、山地番に、それぞれ10000を加算する方法によって行いました。

\* 例：115番 → 10115番

3 地番変更の実施時期

平成25年10月

(作業終了)

## 重複地番の解消作業に伴う本籍地の変更

法務局から送付された通知書に記載されている変更前の地番を戸籍の本籍地とされている場合には、戸籍法施行規則45条の規定により変更をしなくても、変更があったものとみなされるので、地番変更に伴って職権で戸籍の変更をすることはありませんが、あなたが戸籍の記載の変更を希望する場合には、本籍地の変更を申し出ることができます。

お問い合わせ先

広島市西区役所市民部市民課戸籍係

電話番号 082-532-0931